

令和3年度報酬改定資料（就労系サービス編）

令和3年度報酬改定 に関する概要について

世田谷区役所

障害福祉部

障害施策推進課 事業担当

はじめに

- ▶ 本資料は、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料等を基に、世田谷区内の指定障害福祉サービス事業者に向けて、障害福祉サービスの報酬改定に係る主な改定事項をまとめて作成した資料です。
- ▶ 詳細については、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご覧ください。
- ▶ 本資料は、令和3年3月時点作成のものであります。最新情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。

1 就労移行支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し①

①<基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し>

- ▶ 一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- ▶ 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。

就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【現行】

前年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数

【見直し後】

前年度及び前々年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数+前々年度の利用定員数

令和3年2月4日 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（案）P7より抜粋

1 就労移行支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し②

②<アセスメントの質を高めるための取組の評価>

- ▶ 障害者本人の希望や、適正・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

支援計画会議実施加算【新設】583単位／回

※1月につき1回かつ1年につき4回を限度

③<人員基準の柔軟化>

- ▶ 就労支援員について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

1 就労移行支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し③

④<新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出>

- 令和3年度の実績の算出については、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。また、令和4年度以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

[就労移行支援]

次のいずれか2カ年度間の実績で評価

- (Ⅰ) 令和元年度及び令和2年度
- (Ⅱ) 平成30年度及び令和元年度

1 就労移行支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し④

⑤<在宅でのサービス利用の要件の見直し>

- ▶ 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

⑥<一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し>

- ▶ 施設外就労加算及び移行準備支援体制加算（Ⅱ）を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。
- ▶ 施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

1 就労移行支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し⑤

- ▶ **⑥<食事提供体制加算の経過措置の取扱い>**
- ▶ 栄養面など障害児の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかも含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、食事提供体制加算の経過措置を延長する。

2 就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し①

①<基本報酬及び基本報酬の区分の見直し>

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】		【見直し後】	
就労定着率	基本報酬	就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月	9割5分以上	3,449単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月	9割以上9割5分未満	3,285単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月	8割以上9割未満	2,710単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月	7割以上8割未満	2,176単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月	5割以上7割未満	1,642単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月	3割以上5割未満	1,395単位/月
1割未満	1,045単位/月	3割未満	1,046単位/月

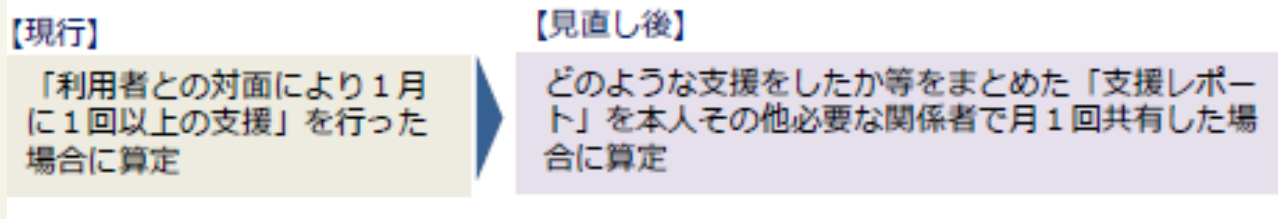
※利用者20人以下の場合の単位

令和3年2月4日 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（案）P7より抜粋

2 就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し②

②<基本報酬の支給要件の見直し>

- 現在の支給要件としている「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」について、実際の支援内容は多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、今後はどのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することを要件とする。



令和3年2月4日 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（案）P7より抜粋

2 就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し③

③<関係機関等との連携強化に係る加算の見直し>

- 関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施することを報酬上評価する。
- 関係機関等との連携した支援については、支援期間にかかわらずに必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算を創設する。

[現 行]

企業連携等調整特別加算

240単位/月

就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

定着支援連携促進加算【新設】

579単位/回

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。

2 就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し④

④＜対面での支援の要件緩和＞

- ▶ 運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする。

⑤＜新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出＞

- ▶ 令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。また、令和4年度以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

[就労定着支援]

次のいずれかの期間の実績で評価

(Ⅰ) 平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）

(Ⅱ) 平成30年度及び令和元年度（2年間）

3 就労継続支援A型の報酬等の見直し①

➡ ①<基本報酬の区分の決定に係る実績の評価方法の見直し等>

現 行

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

スコア合計点

点

200点

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



3 就労継続支援A型の報酬等の見直し②

②<一般就労への移行の促進>

- ▶ 障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ▶ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする就労移行連携加算を創設する。

就労移行連携加算 【新設 1,000単位/回（1回限り）】

- ▶ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

3 就労継続支援A型の報酬等の見直し③

③<送迎加算の取扱い>

- ▶ 就労継続支援A型の送迎加算について、多くの事業所が送迎の必要性を一律でなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みを維持する。
- ▶ その上で、就労継続支援A型が利用者と雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであるということを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知する。

3 就労継続支援A型の報酬等の見直し④

④<新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出>

- 令和3年度の実績の算出について、項目によっては、令和元年度、2年度の実績を用いないことも可能とする。また、令和4年度以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

[就労継続支援A型]

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和2年度

※ 「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）

※ それ以外の項目は、令和2年度実績で評価

3 就労継続支援A型の報酬等の見直し⑤

⑤<在宅でのサービス利用の要件の見直し>

- ▶ 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

⑥<一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算

- ▶ **の発展的な見直し>**
- ▶ 施設外就労加算及び移行準備支援体制加算（Ⅱ）を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える
- ▶ 施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

3 就労継続支援A型の報酬等の見直し⑥

⑦<食事提供体制加算の経過措置の取扱い>

- 栄養面など障害児の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかも含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、食事提供体制加算の経過措置を延長する。

4 就労継続支援B型の報酬等の見直し①

現行

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

基本報酬の報酬体系の類型化

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）
 - ・高工賃を実現している事業所を更に評価
 - ・よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設 +

【地域協働加算】（新設） 30単位/日

利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設）100単位/月

就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（新設）

基本報酬

+

地域協働加算（新設）

ピアサポート実施加算（新設）

加算

（※） 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

4 就労継続支援B型の報酬等の見直し②

①<一般就労への移行の促進>

- ▶ 「平均工賃月額」に応じた報酬体系においては、障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ▶ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする就労移行連携加算を創設する。

就労移行連携加算 【新設 1,000単位/回（1回限り）】

- ▶ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

4 就労継続支援B型の報酬等の見直し③

②<在宅でのサービス利用の要件の見直し>

- ▶ 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

③<一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し>

- ▶ 施設外就労加算及び移行準備支援体制加算（Ⅱ）を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える
- ▶ 施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

4 就労継続支援B型の報酬等の見直し④

④<食事提供体制加算の経過措置の取扱い>

- ▶ 栄養面など障害児の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかも含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、食事提供体制加算の経過措置を延長する。

5 医療連携体制加算の見直し①

- ▶ 従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
 - 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じた評価を行う。
- ▶ 医療機関等からの指示は、日頃より利用者を診察している主治医から、個別に受けることを明確化
(利用者の主治医やかかりつけ以外の医師からの指示を受けている場合や、事務所の利用者全員に対して同じ内容の指示を適用させている、あるいは短時間で多数の算定を行うなどの実施形態が排除されていない状況があるため。)

5 医療連携体制加算の見直し②

改定後							改定前 (対象者数)	
	内容で分類		対象サービス及び時間	算定要件 (対象者数)			1名	2~8名
	医ケア以外	医ケア		1名	2名	3~8名 [6]の場合:3名		
1	○	}	1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位
2	○		1時間以上2時間未満	63単位				
3	○		2時間以上	125単位				
4		○	4時間未満 ^{注1)}	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	} 医療的ケアの 単価の充実	1,000単位
5		○	<福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位		
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位		
7			<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合	39単位/日				

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。
※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。

6 福祉・介護職員等処遇改善加算等の見直し①

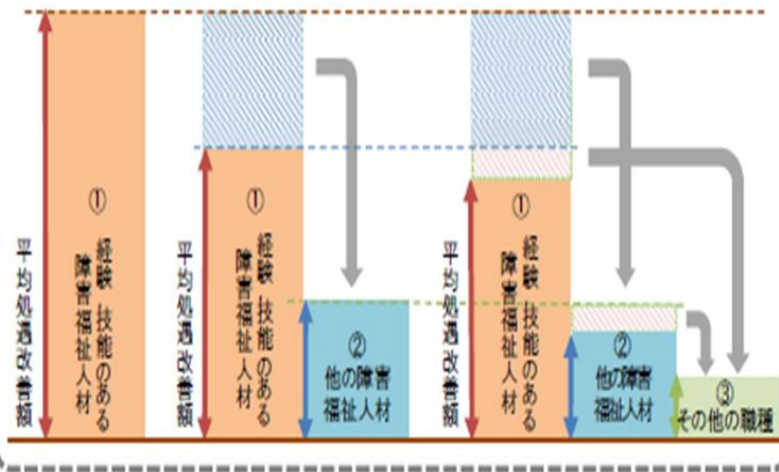
- ▶ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りつつ、更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直すことにより取得促進を図る。
- ▶ 処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点から見直しを行う。
- ▶ 従来からの処遇改善加算の減算区分であるⅣ及びⅤ並びに処遇改善特別加算について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、1年の経過措置を設けた上で廃止する。
- ▶ 処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直す。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえつつ、官界及び今後の報酬改定において段階的に反映する。

6 福祉・介護職員等処遇改善加算等の見直し②

特定処遇改善加算の配分ルール緩和

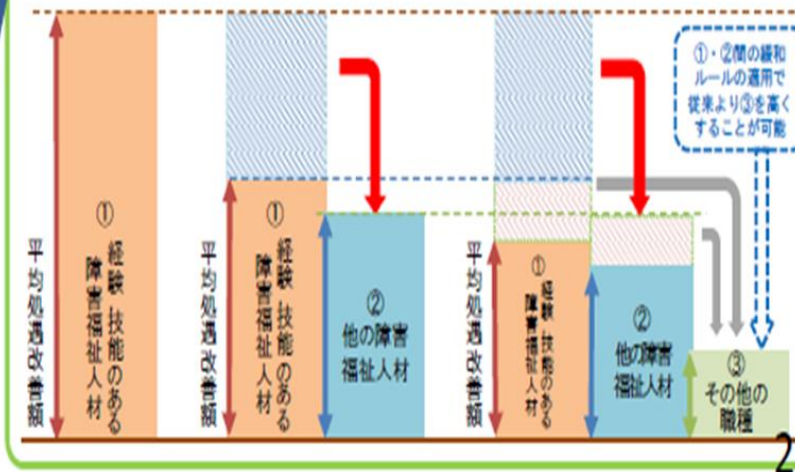
<見直し前>

- ① 「A: 経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
- ② グループ(①、②、③)の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②の2倍以上」
 - ・「③は、②の2分の1以下」



<見直し後>

- ① 「A: 経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増 → 維持
- ② グループ(①、②、③)の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②より高く」 → 緩和
 - ・「③は、②の2分の1以下」 → 維持



23

7 障害者虐待防止の更なる推進

<基準省令の改正>

①従業者への研修実施の義務化

②研修実施や虐待が起こりやすい職場環境の確認、改善を行うための組織として虐待防止委員会設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することを義務化する。虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

③虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

※令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

※小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

8 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

9 感染症や災害への対応力の強化

○ 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化(全サービス)

○ 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化(全サービス)

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化(施設系、通所系、居住系サービス)

○ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる障害福祉サービス等事業者(施設系、通所系、居住系)において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

10 業務効率化のためのICT活用

○ 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。



事項	対象サービス	内容	
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種のもので行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
日中活動支援加算(新設)	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
支援計画会議実施加算(新設)	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
定着支援連携促進加算(新設)	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
居住支援連携体制加算(新設)	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	

1 1 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せを行う。
なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

《新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価》

全ての障害福祉サービス等事業所 基本報酬の合計単位数 × 0.1%

※ 原則、令和3年9月サービス提供分までの措置とする。